

障害者差別解消通信 No6

～みんなでつくるやさしいまち～

平成28年7月15日



今回の通信のテーマは『障害を理解しましょう① 視覚・聴覚・肢体不自由』についてです。

ひとことで障害と言っても、さまざまな種類があります。それぞれの障害について正しく理解し、適切な配慮をしましょう。

視覚障害のある方への理解のために

★障害の特徴

まったく見えない、文字がぼけて見えない、物が半分しか見えないなど、さまざまな見え方があります。視覚による情報を得るのが困難なため、周囲の状況がわかりにくいことが特徴です。



★必要な配慮と支援のポイント

音声や点字表示など、視覚情報を代替する情報の提供をお願いします。

基本の誘導は、視覚障害のある方の前に立ち、腕や肩につかまってもらう方法です。

階段や段差の前ではいったん止まって、「上りの階段です」などと教えてください。

短い距離であっても、腕や白杖をつかんだり、肩や背中を押さないようにしましょう。

聴覚障害のある方への理解のために

★障害の特徴

まったく聞こえない、音が聞こえにくい（耳栓をしたような状態）、言葉が聞こえにくいなど、さまざまな聞こえ方があります。自らの声が聞こえないことから、発音が不明瞭な方もいます。外見では判断しづらいため周囲に気づいてもらえなかったり、会話だけでなく周りの情報を知るための音の情報を得にくいことが特徴です。

★必要な配慮と支援のポイント

聴覚障害のある方とのコミュニケーションには、音声での会話、読話、筆談、手話などさまざまな方法があります。まず、どのような方法でコミュニケーションをとればよいか尋ねてください。災害時の緊急警報等、音声での情報には気づくことができないため、避難の誘導をお願いします。

本庁舎には手話通訳の方が常駐しています。手話通訳をご希望の方がいらっしゃいましたら、障害福祉課へお声掛けください。



肢体不自由のある方への理解のために

★障害の特徴

病気や怪我などにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部または全部に障害があるために、立つ・座る・歩く・食事・着替え・物の持ち運び・字を書くなどの日常生活上の動作が困難になります。

★必要な配慮と支援のポイント

車いすを利用の方とお話をする時は、心身に負担をかけないように、少しかがんで相手の目線に合わせてお話をしてください。突然車いすを押すなどの支援を始めると、驚かれたり、不安に感じる方もいます。また、自分で動ける方には過度な干渉になることもあります。まずはどのような支援が必要か本人の意向を確認してください。



次回のテーマは、『障害を理解しましょう② 音声・言語、内部、難病、知的』です